

九州沖縄農業試験研究の成果情報 公設試提案候補課題の分類と選定について

平成27年11月25日版

九州沖縄農業試験研究推進会議事務局

成果情報を下記の基準により、「普及成果情報」と「研究成果情報」という分類で選定する。

1. 成果情報の選定に当たっての基本的な考え方

- 1) 九州沖縄地域の公設試に課せられた役割にふさわしい有用な成果情報であること。
- 2) 原則、論文発表、特許出願、品種登録出願、マニュアル公表、行政報告書提出等が完了した、あるいは完了予定の成果に関する情報であること。ただし、新たに発生した病虫害への対策技術等の緊急性の高い成果情報の選定に当たってはその限りではない。

2. 成果情報の新たな分類について

1) 普及成果情報

- ①普及成果情報とは、行政・普及機関、公立試験研究機関、生産者、民間企業にとって直接的に利用可能で、普及が大いに期待できる成果情報。
- ②別添の「九州沖縄農業 普及成果情報様式」により作成する。
- ③目安となる具体例

1) 農業者等が営農活動に直接的に利用できる成果

- ・新品種候補審査委員会において、(従来の農林認定品種に相当する) 特性が優良で普及性が高いと認められると判定された品種
- ・現地実証試験あるいはそれに準ずる試験が行われ、農業者や技術指導者等から一定の評価が得られた栽培法、施肥法、防除法等の生産技術
- ・マニュアル化され、利用者から一定の評価が得られたビジネスモデル、地域営農システムモデル、経営計画、管理手法

2) 企業が製品化して農業生産現場等に普及できる成果

- ・生産に移る直前の機械、設備、資材等で、民間企業等に技術移転可能であり、民間企業等が製品化して農業生産現場に普及できる成果(特許、実用新案等の知的所有権が申請されている)

3) 検査機関等で活用される成果

- ・動植物防疫、農産物・食品の機能性・安全性等に関わる新たな診断法、検査法、分析法等
- ・農作物・家畜等の栄養診断技術、DNA マーカーによる品種識別技術、微量元素等による産地判別技術等

(いずれの具体例も講習の実施やマニュアル作成の段階までに至っているもの)

4) 消費者等で活用される成果

- ・食生活における有効性や国民生活への影響が、具体的な指標により把握可能な成果
- ・放射性物質、食中毒菌、有害化学物質等のリスク評価に関する新知見

5) 事業者、食品産業等で広く活用される成果

- ・新たな施工法、管理手法、調査手法や技術基準等の事業者等で広く活用される成果
- ・加工法・分離精製法等の製造技術及び機器開発によって、関連産業の現場等に技術移転が見込まれる成果

6) 行政施策の策定の根拠となる科学的知見等の成果

- ・行政施策に反映される指針、ガイドライン等の根拠となる科学的知見
- ・動物疾病の疫学情報、データベースの作成等、リスク管理上重要な科学的知見
- ・地球温暖化や食料問題の解決に利用できる新知見等

7) 公設研究機関や民間研究機関で広く利用される成果及び国際研究機関で利用される成果

- ・実際に活用される新たな実験手法、データベース、プログラム等の成果
- ・種苗産業や公立機関で品種育成への利用が始まっている育種素材（中間母本）

2) 研究成果情報

①研究成果情報とは、行政・普及機関、公立試験研究機関、生産者、民間企業にとって直接的に利用可能なものでないが、その内容が非常に有用な基礎・基盤情報になりうるもの、または普及させるためには改良が必要だが将来的に非常に有望な成果情報。

②別添の「九州沖縄農業 研究成果情報様式」により作成する。

③目安となる具体例

1) 社会的に有用あるいはインパクトのある情報になりうる成果

- ・科学的価値が高く、他の研究分野で活用されうる新知見、新技術、新手法、新素材、基盤情報

2) 普及技術の核となる成果

- ・近い将来完成すれば普及に移行するモデル、プロトタイプまでの機械・設備
- ・農業・食品産業における実用化のための設計、モデル、試作回路、プログラム等
- ・現地実証試験等が行われていないが、技術指導者が農業・食品産業の生産現場の実情に合わせて利用できる生産技術及び検出・分析手法

3) その他

- ・現時点では普及性が明らかでないもしくは限定的な普及が見込まれる新品種候補及び種苗産業や公立機関で育種に活用され得る中間母本
- ・家畜疾病の診断法・予防法の改良につながる獣医学上の新知見